# 福祉サービス第三者評価評価基準(サービス編: 障害分野 入所施設版)

## 評価の着眼点(解説)

- ① 各設問の該当項目に レ 印を付けます。その他に事業所独自で行なっている取り組みや工夫している点があれば、自由記述欄に記入します。
- ② 各項目の☆印は重点項目を示します。
- ③ ☆印は2点、その他の項目は1点として計算し、最高8点とします。
- ④ 評価は、次の4段階です。 8点~6点 ⇒ A 5点~4点 ⇒ B 3点~2点 ⇒ C 1点以下 ⇒ D
- ⑤ 各設問で用いている用語の説明や、設問の主旨を理解いただき、自己評価に臨んでください。
- ⑥ 次の用語については、特に記載のない限り、次のようにご理解ください。
  - ●職員・・・・設問の内容に関わる業務を行う職種の職員をいい、常勤・非常勤の両方を含みます。
  - ●研修・・・職場外で受講する研修、職場内で行う研修(集合型、個別型)の両方をさします。
  - ●取り組み····事業として取り上げて取り組んでいない場合でも、そのような状況があり、ルール化されている場合も含みます。
  - ●マニュアル・・・・体裁や記載内容の濃淡を問わず、設問の内容に関する内容の記載があるものをさします。
  - ●手順····体裁の有無を問わず、設問の内容に関する内容についてルール化されているものをさします。

## 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会

## 1 事業所運営体制の基本

## (1)安心・安全・快適

No.	小項目	設問	評価の着眼点
1	快適性への配慮	□ ③ 事業所内は、清掃が行われ、清潔が保たれている □ ④ 出入り口、居室、食堂、集会室、活動スペースは適度な広さである □ ⑤ 事業所は、季節感を感じさせる飾り付けがあったり、利用者の作品が大事に扱われてい	事業所には、サービスを利用している間に利用者が快適に過ごせるよう、室温や臭気に配慮したり、雰囲気づくりを行い、利用者が意欲を持って活動できるようにしたり、思い思いの場所で過ごすための居場所づくりが期待されます。 この設問は、事業所で利用者が快適にすごすための配慮について、季節感、室温・換気、清掃、適度な広さ、バリアフリー構造の観点から評価を行うものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
	小項目 シ備の清 掃・衛生管 理①	調理場, 水周りなどの清掃や衛生管理は, 適切に行われていますか。  ☆□ ① 清掃, 衛生に関して担当者を決めている  □ ② 調理場, 水周りは, 定期的に清掃が行われるとともに, 汚れたらその都度, 清掃が行われている  □ ③ 調理場, 水周りの設備・器具類は, 定期的に点検が行われている	施設設備の清掃、衛生管理は、行政監査の対象で すが、第三者評価においても、サービスを安心して 利用するための要素として重要なものです。 この設問は、特に、調理場・水周りの清掃や衛生
	<b>4</b>		管理について, 担当者の配置, 定期清掃, 定期点 検, 記録の観点から評価を行うものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
3	設備の清 掃・衛生管 理②	トイレや手洗い場などの清掃や衛生管理は、適切に行われていますか。  ☆□ ① 清掃、衛生に関して担当者を決めている □ ② ポータブルトイレの位置やトイレ入り口のカーテン設置など、プライバシーに配慮した 造りとなっている □ ③ トイレは、車椅子利用の場合や支援者が支援する場合などを考慮し、十分な広さがあり、室内の明るさ、室温も適切である □ ④ 臭気を取り除くための配慮をしている □ ⑤ タオルは共同使用とせず、ペーパータオルや温風乾燥機を設置している	トイレは、事業所滞在中に必ず利用する設備です。一人で排泄が難しい利用者にとっては、羞恥心を感じることができる限り少ないように設備を整える必要がありますし、設備の工夫により、自力排泄が可能な利用者には、自分でできることを増やしていけるような支援が事業所には求められます。この設問は、No. 2と同様に、利用者が使用するトイレや手洗い場の清掃や衛生管理について、担当者の配置、設備、広さ・採光・室温、臭気対策、手指の乾燥の面から評価を行うものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
	小項目 危機管理①	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。  ☆□ ① 防災対応マニュアルがあり、定期的に見直しを行っている  □ ② 災害発生時の外部連絡方法が確立しており、職員・関係者に周知されている  □ ③ 災害を想定した避難訓練を計画的に実施している	評価の看眼点 災害が発生した場合の対応体制を事業所として確立させておくことは、安心して事業所で過ごす上で欠かせません。また、非常事態においては、どんなに訓練を重ねていても、冷静な判断や行動が取れないのが現実です。しかし、マニュアルを熟読したり避難訓練を経験しておくことは、実際の災害発生時に役立ちます。
		□ ④ 災害発生に備え、地域からの応援体制を築いている □ ⑤ 災害発生に備え、必要物品の備蓄を行っている □ □ □	この設問は、風水害や地震等の発生を想定して、マニュアル、連絡体制、避難訓練、地域への協力要請、備蓄などについて、事業所としてどのように取り組んでいるかを問うものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
5	危機管理②	□ ④ 食中毒・感染症について、利用者に必要な情報を分かりやすく説明し、必要な対応がで	食中毒や感染症を予防し、万一、これらが発生しても罹患範囲を広げないために、職員が必要な知用者・家にあたることや利用者・家の等への必要な情報を提供する必要があります。そのためには、職員全員が、食中毒や感染症にかの実施や関係機関との連絡・連携体制の整備が求て、感染症対策委員会や事故防止委員会の設置も考えられます。また、事業所単独あるいは活かで、感染症対策委員会や事故防止委員会の設問は、事業所で食中毒や感染症を予防したり、これらの事故が発生した後の体制について、あり、これらの事故が発生した後の体制についるが、ない。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
		不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	
		☆□ ① 不審者等の侵入防止策(出入り口の施錠,通報システム等)が講じられている	福祉サービス提供事業所は,不特定多数の人に開かれており,日々さまざまな人がそれぞれの目的を
6	□ ③ 不審 危機管理③ □ ④ 不審	□ ② 不寒者の侵入時における対応マニュアル(施設内 施設外)が整備されている	持って事業所を訪れます。これまで、不審者が小学校等に侵入し児童が負傷する事件等が起きており、
		□ ③ 个番百対心ヾーユアルは、	福祉サービス事業においても, 利用者の安全を守る 観点から不審者の侵入対策を講じておく必要があり
			ます。さらに、所外での活動・行事の際の対策も併せて考えることも必要です。
		□ ⑤ 警察や警備会社等との連携のもとで、マニュアルに基づく職員研修が行われている	この設問は、事業所への不審者侵入を想定して侵入防止策や侵入時の対応マニュアル、関係機関等と
			の協力体制, 職員への周知の面から評価を行うもの です。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
7	小項目 食材管理・ 調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。  ☆□ ① 食材は、安全で良質なものを入手するよう心がけている  □ ② 調理は、適切な温度で行い、揚げ物等は中心温度の測定を行っている  □ ③ 食事は、適温提供を心がけている	食品事故を防止するためには、事業所の自主管理の徹底が大変重要となります。自主管理を徹底させるには、事業所ごとに衛生管理体制を整備し、事業所、食品衛生管理者だけでなく、調理業務に携わる職員一人ひとりが衛生的で安全な食品を提供する義務と責任を背負っていることを自覚することが大切です。 なお、給食業務を業者委託している場合は、業者がこれらの項目を心がけているかという観点で回答
		□ ⑤ 原材料・提供した食事の両方を既定の温度で2週間保存している □ □	してください。また、④の水質検査については、検査を必要としない環境の場合等は、回答する必要はありません。 この設問は、食材の管理・調理方法について、適温調理、適温提供、水質の安全点検、保存体制の点から問うものです。

## (2)個別支援計画にもとづく支援の仕組み

No.	小項目	設問	評価の着眼点
8	アセスメン トの仕組み	利用者の障害の状況や生活状況について、定められた手順でアセスメントを行っていますか。  ☆□ ① 個別支援計画策定に関して、統一した様式が整備されている □ ② 個別支援計画策定の際のアセスメント手順が定められている □ ③ アセスメントによって発見された課題が明確になっている □ ④ 支援目標は、アセスメントから導かれたものになっている □ ⑤ 個別支援計画策定の経過は、定められた様式に記録され、適切に保管されている □	障害者ケアマネジメントでは、利用者と共にニースを探し出し、情報収集の過程を経て、ニーズを探し出く観点を理解することが大切でにおいては、個別支援計画を作成するために、利用者の生活、個別支援計画を作成するために、利用者のは、要望や主訴から、要望や主活ニーズを探すことが重要となります。。 利力をは、できないことに着目するだけでなく、一てよりでないまた、ラスないとに着目ととがするでは、利用者であるだけでない。 利力をは、できないと引きというスの視点やICFの考え方が求められます。 この様式の有無、手順の制定、課題発見、目標のよいを評価します。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
	計画の実 施・評価・ 見直し	□ ② 利用者の状況が変化した場合は、見直し時期でなくても随時見直しを行っている □ ③ 計画の見直しの際には、支援目標等に対する評価を行っている □ ④ 計画変更の手順を定め、計画変更の必要が生じた場合には、その手順に従って計画を変更している □ ⑤ 見直し・評価・変更の内容は、統一した様式に記録され、適切に保管されている	個別支援計画は固定的なものではなく,新たな ニーズの発生,サービス内容の質的低下,利用者満 足度等の観点等から見直しをする必変化ながない を行い,計画を修正する必要化なは,の会とを行い,計画を修正する必要をきない。 を行い,計画を修正する必要をきない。 を見て,検討を加えたニーズが会した。会議に を見て,検討を加えたニーズががない。 を見なとしたニーズがない。 で見落としたニーズがない。 で見落としたニーズがない。 で見落としたニーズがない。 によびがないまきでいた。 としたニーズがないまで基づいたとしたの としたニーズがないまで になりまででするとした。 この設問は、サービス提供開て、見直しの 支援計画の見直し、変更手順、記録を評価するものです。 価の実施、変更手順、記録を評価するものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
1 0	本人の自己 決定・家族 の参加	□ ② 個別支援計画は、家族等の意見を聞く機会を設け、その内容を反映させて東定している □ ③ 必要に応じて、専門機関の意見を聞く機会を設け、その内容を反映させた個別支援計画 を策定している □ ④ 関係機関との連携が必要な場合は、連携方法・内容を確認し、その内容を個別支援計画 に盛り込んでいる □ ⑤ 個別支援計画は、利用者、家族等、専門機関、関係機関の意向や連携方法が整合性を持 つように調整して策定している	個別支援計画の策定には、利用者の心身の状況や、好み、趣味などの情報や利用者・家族の希望を聞き取り、反映させることが求められます。また、計画策定後も、日々の支援や利用者の言動、表情などから分かるさまざまな情報を加え、「その人計画策定や見直しにつなげることが必要であたり、事業での設問は、個別支援計画の策定にあたり、事業所の判断だけで進めるのではなく、本人およの徴集、異なる意見の調整を経て行われているかを評価するものです。

No. 小項目	設問	評価の着眼点
サービス開 1 1 始・終了時 の配慮	□ ② 不安軽減に努めている □ ③ サービス終了時には、関係者会議を開き、今後の支援方針を確認している □ ④ サービス終了にあたり、引継ぎのために利用者情報を提供する必要がある場合は、利用者の同意を得てから行っている □ ⑤ サービス終了までの経過は、統一した様式に記録し、適切に保管している	サービスの利用開始および終了にあたっては、利用者の生活の継続性に配慮して、利用者・家族の意向を十分に踏まえた支援を行うことが必要です。 特に、サービスの終了にあたっては、利用者や家族の同意を得て、次のサービス利用先に必要な情報を提供する必要があると同時に、利用者の環境の変化にも留意することが大切です。 この設問は、提供するサービスの適切さの確認、家族等の不安軽減、終了にあたっての支援、記録について事業所の取り組みを評価するものです。

## (3)利用者の人権の尊重

No.	小項目	設問	評価の着眼点
1 2	利用者の尊 重①	職員は、利用者の障害状況や自立支援の観点を総合的に捉えて、利用者を尊重した支援を行っていますか。  ☆□ ① 意思伝達に制限のある人の場合、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解できるよう努力している  □ ② 利用者の主体的な活動については、利用者の意向を尊重している  □ ③ 利用者の主体的な活動を支援する際には、その発展を促すよう側面的な支援を行っている  □ ④ サービス提供や利用者の活動支援は、支援の方法や方向性について利用者と合意したうえで行っている  □ ⑤ 利用者による自治会等が設置されている場合は、必要に応じて協議の場を設けるなどの協力を行っている	これまで、「自立とは、ADL(日常生活動作)面での自立のことである」という考え方が主流を占めてきましたが、近年では、『自己決定』を自立の中心に据えるという考え方に変わっても、自己とが少ない人であっても、自分できることが少ない人であっても、自らが提供するという考え方に変わっては、事業所は、自らが提供するとでできることが役割としてが得されていまです。また、事業行の人の自己決定とが役割として、間合います。この設問は、「利用者を尊重した支援を行う」という取り組みを利用者とのコミュニケーシンの取り方などをはじめとして、利用者がです。というなお、自治会をはじめとしていないまがで、利用者をするための関わりについて問うものです。なお、自治会を設置していな財は非該当とします。選択肢は非該当としている場合は、自由記述欄に記入してください。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
		設問  利用者の人権を尊重する具体的な取り組みを行っていますか。  ☆□ ① 法人理念や基本方針、支援方針の中で、利用者の権利を明らかにしている □ ② 利用者の権利は、利用者に分かりやすい内容で作られ、一人ひとりに周知されている □ ③ 職員は、会議や研修で、利用者の権利が護られるような仕組みを築いている □ ④ 職員は、利用者を子ども扱いしたり、必要以上に支援するなど、自立(自律)を妨げないよう心がけている □ ⑤ 利用者の人権を尊重する姿勢を維持するために、職員同士が気づきを教えあう環境づくりに努めている	ノーマライゼーションの理念は、「障害を持っている人も、障害を持っていない人と同じように当たり前の生活を送ることができる社会こそがノーマルな社会である」という考え方に基づいます。社会福祉分野で利用者支援に携わる者にる姿勢がも会にある。シーのである。まずが、利用者のの成長を信じる多数を利して、専門職である職員が、利用者のものものものが、「利用者の人権尊重」については、必要があります。このため、「利用者の人権尊重」については、必要があります。このため、「利用者の人権尊重」については、必要があります。このため、「利用者の人権を尊重する具体的なります。この設問は、利用者の人権を尊重する具体的なり組みについて、宣言書の作成・周知、パターナリズムからの脱却、職員間での点検の視点から評価を
			行うものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
1 4	プライバ シーの保護	□ ② マニュアル(介助,入浴,食事,接遇)には、利用者のプライバシー保護に関する記載があり、職員に周知徹底されている □ ③ 入浴,排泄,着替え等の介助場面で、利用者の尊厳を守るようにしている □ ④ 事業所の内外で利用者に関する話をする際、利用者のプライバシー保護に配慮している □ ⑤ 利用者への対応の適切さについて、職員同士で確認しあう仕組みがある	本県の「福祉サービス第三者評価基準(管理運営編)」では、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアルの有無を評価していて、どのよっては、日々のサービス提供場面において、どの設問におっています。たとえ、規程・マニュアルが設定はのいます。たとえ、規程・マニュアルが規程である。大の手順を実行する職員というののでは、業務に反いなければ、サービスは機械的なものになってしまいます。この設問は、利用者の理解、ないのでするということにのいて、職員の理解、いの面がら評価するものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
	- 小項目 一人ひとり の状態に応	サービス提供内容や活動は、利用者の身体状況や障害状況に応じて、個別に配慮されていますか。  ☆□ ① 個別支援計画は、利用者一人ひとりの状況に応じた内容で策定されている  □ ② 作業やレクリエーションの種類を複数設定し、利用者の身体状況や障害状態に応じて、参加しやすく工夫している  □ ③ 利用者が自力で行う行為に職員が介入する判断基準等については、あらかじめ利用者(場合によっては家族)と十分話し合っている	評価の看眼点 福祉分野で提供されるサービスは対人サービスと呼ばれ、その特徴は、個別性が重視されることです。そして、サービス提供事業所は、サービスを利用する一人ひとりに対して向き合い、その人のニーズを見極め、その人に必要なサービスを提供することが求められます。
	じた配慮		この設問は、事業所が提供するサービスや活動に対して、利用者の個々の状態に応じた配慮をどのように行っているか、個別支援計画への反映、活動メニューの設定、利用者との関わりについて評価を行うものです。

## (4)人材養成

No.	小項目	設問	評価の着眼点
16	事業所への協力者の養成	□ ② 協力者の養成は、地域啓蒙の視点をもって行われている □ ③ 事業所への理解を深め、協力が得られる体制を築いている □ ④ 行事を行う際には、地域住民にも参加してもらうなど、事業所の取り組みを理解してもらう機会をつくっている □ ⑤ 事業所も地域住民として自治会活動に参加している	「事業所は、地域の社会資源、財産である」という視点から考えると、事業所は、自らの活動を地域住民やボランティアに理解してもらい、行事やととがの活動に参加してもらえるよう計画してい雰囲らう場が必要です。例えば、事業所を訪れやすいであら場がある。利用者の活動に関わってもらる。祭りなどの行事に参加を呼びかける、などが考えられます。この設問は、利用者家族やボランティア、地域住民に事業所を理解してもらい、協力者にいるか、だくための取り組みをどのように行っているが民とでよって受け入れの方法、養成計画、地域住民で、自治会活動への参加の点から問うものです。

## (5)情報提供の体制

No.	小項目	設問	評価の着眼点
1 7	適切な契約	□ ③ 契約を交わしたり、サービス内容を説明する際には、利用者本人にも分かりやすい説明となるようにしている □ ④ 利用者本人との契約が困難と判断した場合はかけはし(福祉サービス利用援助事業)や成年後見制度の利用を勧めている □ ⑤ 契約は、利用者からも解除できることを説明するとともに、契約終了後の生活に配慮したうえでの終了となるようにしている	現在,障害福祉サービスの利用には,契約を交わすことが求められています。契約書は,事業所と利用者の権利義務関係を明確にしたり,両者にとってのトラブル回避の意味もあります。 障害福祉分野の場合,成人が利用する事業所の利用に後見人を求めたり,子どもの施設では親族にの出る代理契約も認められており,利用者本人が契約の当事者にならないケースが多いと思われますが,利用手続きをきちんと踏まえてサービス提供を開始させることが大切です。 この設問は、サービス提供に必要な契約を行う際、必要な手続き、契約の性格について、どのよっに伝えているかということを評価するものです。

## 2. 事業所におけるサービスの提供

## (1)情報の共有化

No.	小項目	設問	評価の着眼点
		職員は、事業所で統一された方針に基づいて具体的な支援を行っていますか。	
		☆□ ① 利用者への支援は、法人の理念や事業所の基本方針を反映した内容で計画されている	 
		□ ② 利用者一人ひとりへの支援方針は 職員全員が共有している	属する法人の理念や事業所独自の理念に沿った内容となることが基本です。理念にもとづいて作成され
1 0	支援方針に 8 対する共通 理解	□ ⑤ 利用有一人ひとりへの文族についての評価は、複数の職員が関わって美施している 	た支援の方針は、一部の職員のみが共有していれば よいというものではなく、利用者支援にあたる職員
		□ (4) 援助技術や知識を習得するため,外部研修または内部研修の機会を設けている 	全員が共有しておくべきものです。 この設問は、利用者支援において、法人理念や事
		□ (5) 必要に応じて,専門家から支援方法についての助言を得ている               専門家の活用をどのように彳	業所の基本方針との連動、評価、職員の資質向上、 専門家の活用をどのように行っているか、について
			評価を行うものです。   

No.	小項目	設問	評価の着眼点
No.	小項目 個人情報 (デむ)の り扱い	利用者に関する情報の収集および管理は、適切に行われていますか。  ☆□ ① 利用者に関する情報を記録するための各種様式を作成している □ ② 保管場所・保管方法を統一して定めるなど、情報の漏洩、放置、流出を防ぐ手立てを講じている □ ③ 記録の記載方法等に関する研修を事業所内で定期的に実施し、職員に周知徹底している □ ④ 職員が作成する記録を定期的に確認する仕組みがある □ ⑤ 利用者に関する情報は、個別かつ一元的に管理されており、必要な時にすぐに見られるようになっている	利用者の記録は、職員の情報の共有化と個別支援計画の評価・見直しを行う際の基礎資料になるものです。利用者一人ひとりに対するサービスの実施状況や経過、相談内容などを統一した様式・方法でそれらの内容を職員間で共有することが重要です。また、個人情報の取り扱いに配慮した記録の利用法についても細心の注意を払うことが必要です。この設問は、利用者に関する情報の収集及び管理について、様式、保管・漏洩防止、職員への周知、
			責任者の役割の点から評価するものです。

#### (2)職員の育成

No.	小項目	設問	評価の着眼点	
		職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がありますか。		
		☆□ ① 定期的に、職員会議等を開き、情報共有する機会がある	事業所の業務時間は,生活型の施設であれば24時	
	ミーティン グの開催		□ ② 収良去成分の行行は、去成蹊として下及している	間であり、勤務する職員全員が一堂に会することは
2 0		□ ③ 職員会議等に欠席した職員へも、できる限り速やかに会議の内容が伝わるような仕組み がある	ス提供の方針や利用者に関する情報については、多 少の時間差があっても職員は知っておく必要があり	
		□ ④ 利用者に関わる内容が話された場合、記録作成で利用者のプライバシーに配慮している	ます。この場合、情報が正しく、確実に伝わる仕組 みがあればスムースに共有できます。	
		□ ⑤ 外部の機関等に情報提供する必要がある場合の手順が定められており,必要に応じて実 施されている	この設問は、職員間の情報を共有するためのミー ティングをどのように行っているか、評価するもの です。	

No.	小項目	設問	評価の着眼点
2 1	カンファレ ンスの開催	利用者支援を行う中で、定期的または必要に応じてカンファレンス(ケース会議)を開催していますか。  ☆□ ① 定期的または必要に応じて、カンファレンス(ケース会議)を実施している □ ② カンファレンス(ケース会議)では、必要に応じて専門家の助言を受けている □ ③ 必要に応じて、施設外の関係機関の参加を得ている □ ④ カンファレンス(ケース会議)には、できる限り利用者本人の参加を得ている □ ⑤ カンファレンス(ケース会議)の内容は、適切に記録・保管している □	カンファレンス(ケース会議)は、サービス提供上の留意点を確認するとともに、会議の内容を事業所の職員全員が共有し、同じ視点でサービス提供するために必要なものです。また、個別支援計画策定の過程で利用者・家族・専門機関等の参加が必要であるように、カンファレンス(ケース会議)においても、利用者・家族・専門機関等の参加があることが望ましいとされています。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
2 2	スーパービ ジョンの実 施体制	必要な場面で指導助言 (スーパービジョン) を受けられる仕組みがありますか。  ☆□ ① 施設内に指導助言を受ける仕組みがある  □ ② 事業所は、職員が抱えている課題に対して、法人の理念や方針に基づいた指導助言を行っている  □ ③ サービス管理責任者等は、指導助言を求めてきた職員の経過を把握している  □ ④ 必要に応じて、専門職の指導助言を受ける仕組みを築いている  □ ⑤ 指導助言の中で得られた解決策は、日々の支援に活かされている  □	指導助言(スーパービジョン)は、利用者に焦点をあてた事例検討やカンファレンス(ケース会議)ではなく、職員に対する教育の一環として行われるものです。福祉分野で行われる対人援助(支援)においては、独りよがりの支援をしないために、自己理解を深めたり、利用者との関係や支援過程を振り返ることが非常に大切です。 指導助言(スーパービジョン)には、個人で行う場合とグループで行う場合の2種類がありますが、この設問では、職員に対する指導助言(スーパービジョン)をどのように実施しているかを問うものであり、両方の体制がなければならない、ということではありません。

#### (3) 適切なサービスの提供

No.	小項目	設問	評価の着眼点
2 3	エンパワメ ントを引き 出す支援	職員は、エンパワメントの理念に基づいた支援を行っていますか。	エンパワメントとは、もともと、本来持っている 能力が何らかの障害によって発揮できない状態を改善していくプロセスを意味しています。 障害を持つ人は、幼児期からは親が、児童期には 教師から、また施設で過ごす人は職員から、という ように、さまざまな経験の機会を奪われる場面を多 く経験しているといえます。 しかし、近年の障害者自立支援や利用者の尊厳の 尊重といった考え方は、これまで周囲が「本人のため」に善意として行ってきたことも、本人の意らに 対いながら、本人が力をつけ、成長していくように 支援することが求められています。 この設問は、利用者のエンパワメントを引き出す ために、どのような取り組みを行っているのか、め レグラムや情報、機会の提供、利用者の力を高める ための支援の点から評価するものです。

No. 小項目	設問	評価の着眼点
24 利用者の意思の確認	意思表明が困難な利用者に対して、できる限り利用者本人の意思に沿った選択や活動となるように支援していますか。  ☆□ ① 意思表明が困難な利用者もできる限り意向に沿った選択ができるよう支援している □ ② 意向に沿った選択ができるようにするため、利用者の生活歴、好きなことなどを把握するよう努めている □ ③ 利用者の希望を引き出す支援方法について、職員間で話し合ったり、事例検討などの研修を実施している □ ④ 利用者が意思表示しやすいよう、活動内容や選択肢を複数用意し、提示している □ ⑤ 選択が利用者の意向に沿ったものとなっているか、定期的に評価している □	障害を持つ人の中には、会話によるコミュニケーションを取ることが難しかったり、発意が少ないないのではなく、表情やしぐさ、その人はあれて、この人がで意思を表すことが可能だと考えるさまるとが可能がときまして、おいる意思に沿ったが可能ができるとが求められます。できるというではなり、利用者の意思に沿った支援を行うことが求めららことが、家族のにいう選択をするとも利用者の意思を尊重する手法の一つう選択をするとも利用者の意思を尊重する手法の一つう選択をするとも利用者の意思を尊重する手法のです。  この設問は、意思表明が困難な利用なの意思に沿った支援を行うための組みのです。 この設問は、意思表明が困難な利用者の意思をです。 この設問は、意思表明が困難な利用を見いて、職員の資質向上、選択肢の提示、定期的な評価の点から評価するものです。

No. 小	項目	設問	評価の着眼点
25 健康*	<b>ま状態の</b>	□ ② 職員は、障害、疾病、口腔ケアなどについて知識を得る機会がある □ ③ 職員は、障害、疾病、口腔ケアなどの情報を利用者に提供し、必要に応じて利用者が医療機関に相談できるよう支援している □ ④ 必要に応じて、医師や看護師と連携し、利用者が健康を保つための支援をしている	障害を持つ人の中には、体調が悪い時など的確に症状を伝えることが難しい人もあります。このため、家族、サービス提供事業所、関係者が利用者の生活リズム、健康状態を把握し、情報共有する必要があります。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
2 6	喫食環境	□ ② 食事支援が必要な利用者には、食べることを急がせたりせず、一度に口に入れる量を加減するなどの工夫をしている □ ③ 食事支援マニュアルがある □ ② アレルギー除去食やきざみ食など、利用者の身体状況に応じた食事を提供するととも	食事は、利用者が事業所を利用する中でも、大きな楽しみとなっています。事業所では、利用者の障害の状態や食習慣、好み、栄養のバランスだけでなく、自力で食事を摂るための工夫、食欲を増進させる取り組み等が求められていると言えます。この設問は、事業所で提供する食事サービスについて、マニュアル、提供時のさまざまな工夫、嗜好把握の面から評価するものです。 なお、配慮や工夫には、食事を摂るテーブルや椅子の高さ、適温提供、食事時間の柔軟性、複式献り組みは自由記述欄に記入してください。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
	入浴支援	入浴支援は、利用者の身体状況や障害状況に応じて、適切に行われていますか。  ☆□ ① 入浴は、個別援助計画に基づいて、サービス提供している □ ② 安全やプライバシーの保護を含めて、入浴支援や助言方法について、マニュアルがある □ ③ 決められた入浴日以外でも、汗をかいたり、失禁等で汚れた場合には、入浴またはシャワー浴ができる □ ④ 入浴時間、入浴の順番等は、利用者と話し合って決めている □ ⑤ 浴室や脱衣場は、プライバシーを保護する構造、設備上の工夫や保護する環境を確保するための工夫を行っている	生活型の事業所, デイサービス事業所において, 入浴は, 利用者の楽しみの一つであり, シャワー浴や清拭などの希望や必要に応じた身体保清は快適な生活の基本とも言えます。 職員体制にもよりますが, 利用者の希望に応じて同性介助にしたり, 入浴時に裸体が他人から見えないようにバスタオルをかけたり, ドアを閉めることを徹底するなど, 特に利用者の羞恥心にで記慮することが必要です。 この設問は, 事業所で提供する入浴サービスについて, 個別計画の適切な実施, マニュアル, 個別の対応, プライバシーへの配慮の面から問うものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
	小項目 排泄支援	排泄支援は、利用者の身体状況や障害状況に応じて、適切に行われていますか。  ☆□ ① 排泄支援助は、個別支援計画に基づいて行っている  □ ② 利用者の羞恥心や自立支援に配慮した排泄支援マニュアルがある  □ ③ 失禁等で汚れた場合には、清拭またはシャワー等での使用と着替えにより身体の保清が保たれている  □ ④ 排泄用具(おむつ,移動式便器、集尿器、採尿器、ストマ用具等)の使用について、衛	評価の着眼点  利用者が使いやすいようにトイレの設備を整え、利用者の状況に応じた介助を行うことは、利用者が自力でできることを増やすことにつながります。おむつを利用している利用者には、機械的な交換にならないように、また夜間・早朝のおむつ交換は利用者の安眠と快適性の兼ね合いを考えながら介助することが必要です。さらに、No. 27の設問と同様、利用者の羞恥心に配慮した介助が求められます。 この設問は、排泄介助の場面において、利用者に
			できる限り羞恥心を感じさせない配慮, マニュアル, 用具の衛生・防臭対策を評価するものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
2 9	機能訓練・生活訓練	☆□ ① 生活動作や行動のながで、意図的な機能訓練・生活訓練や支援を行っている □ ② 利用者が主体的に機能訓練・生活訓練を行えるよう工夫している □ ③ 利用者の障害の状況に応じて専門職の助言・指導のもとに機能訓練・生活訓練を行っている □ ④ 利用者一人ひとりの計画を定め、関係職種が連携して機能訓練・生活訓練を行っている □ ⑤ 定期的にモニタリングを行い、機能訓練・生活訓練計画や支援の検討・見直しを行っている	個別支援計画と機能訓練・生活訓練の計画は、同一である必要はありません。これらが個別に定められている場合に、個別支援計画と機能訓練・生活訓練計画等が適切に連動して訓練等が実施されているか確認します。 関係職種の適切な連携のもとに機能訓練・生活訓練が実施されているか確認します。 設問③「利用者の障害の状況に応じて専門職の助言・指導のもとに機能訓練・生活訓練を生活訓練を生活訓練を生活訓練でまかりり実施される専門職による支援のほか、かかり実施される専門職の助言・指導により実施されるものを含みます。 (訪問支援、通所支援、就労支援、共同生活支援)機能訓練や生活訓練のための福祉を守って実施する機能訓練・生活訓練に限らず、日常的な支援において実施している事項を確認します。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
3 0	地域生活への移行と地	□ ② 利用者の社会生活力と地域生活への移行や地域生活の意欲を高める支援や工夫を行っている □ ③ 地域生活への移行や地域生活について、利用者の意思や希望が尊重されている □ ④ 地域生活への移行や地域生活に関する課題等を把握し、具体的な生活環境への配慮や支援を行っている ・ 地域生活への移行や地域生活のための支援について、地域の関係機関等を連携した連携を増加し	利用者一人ひとりの地域生活への移行や地域生活の継続のための支援の展開をどのように考えているか聴取し、具体的な支援や取組を確認します。福祉施設・事業所での具体的な事例等をもとに聴取し、確認します。 実際の支援がどのように展開されているのか、いくつかのケースについて個別支援計画と記録等をもとに確認します。 利用者の意欲を高める工夫や利用者の意向を把握し尊重する取組については、個別事例のみならず、福祉施設・事業所としての仕組みや取組があるか確認します。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
3 1	就労支援①	□ ③ 利用者の意向や障害の状況にあわせて、働くために必要なマナー、知識・技術の習得や能力の向上を支援している □ ④ 仕事や支援の内容について、利用者への定期的な報告と話し合いを行っている □ ⑤ 地域の企業 関係機関 家族等との連携・協力のもとに就労支援を行っている	利用者一人ひとりの働く力や可能性の尊重と利用者の希望や障害に応じた就労支援の展開をどのように考えているか聴取し、個別支援計画等をもとにした具体的な支援や取組を確認します。 利用者一人ひとりの働く力や可能性を引き出すような取組と工夫、働く意欲の維持・向上のための支援等の方法・内容を具体的に確認します。 地域の企業、関係機関、家族等との連携・協力の方法・内容について確認します。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
3 2	就労支援 ②	□ ② 利用者が選択できるよう、多様な仕事の内容・工程等を提供するための工夫を行い、仕事の内容・工程等の計画は、利用者と作成するよう努めている □ ③ 賃金(工賃)等を利用者にわかりやすく説明し、同意を得たうえで適切に支払われている	就業規則等の諸規程を確認するとともに、利用者に応じた仕事の内容・工程等に関するともに、利用表の内容・工程等に関する政・工程等の内容・また、仕事の内容・また、仕事の内容・また、はます。の方法に、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では

No.	小項目	設問	評価の着眼点
3 3	就労支援 ③	□ ② 対用者の障害の状況や働く力にあわせて、利用者と企業とのマッチングなどの就職支援を適切に行っている □ ③ 就労後の利用者と職場との関係づくりなど、職場定着等の支援を必要に応じて行っている □ ④ 利用者や地域の障害者が離職した場合などの受入や支援を行っている □ ● 地域の企業等との関係性の構築や障害者が働く場における「合理的配慮」を促	職場開拓と就職支援に関する基本的な考え方(方針)と具体的な支援内容等を確認します。 定着支援については、利用者と職場との関係づくりのための取組や工夫を具体的な事例等をもとに確認します。 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等との連携について、実施状況や方法・内容について確認します。 利用者や地域の障害者が離職した場合などの受入や支援については、実績のみならず受け入れる体制の準備状況等を含めて評価します。 地域の企業等との関係性の構築や、障害者が働く場における「合理的配慮」を促進する取組や働きかけの方法・内容について確認します。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
	小項目 整容支援	利用者の身体状況や障害状況に応じて、身だしなみを整えるよう支援していますか  ☆□ ① 着替えは、利用者が自力でできる範囲を把握し、必要な支援をしている  □ ② 洗面・歯磨き・手洗いは、利用者が自力でできる範囲を把握し、必要な支援をしている  □ ③ 整髪・髭剃りは、利用者が自力でできる範囲を把握し、必要な支援をしている  □ ④ 衣服の汚れに気がついた場合は、着替えを促したり、必要に応じて衣服の調整を支援している  □ ④ 利用者が身だしなみを整えやすいよう、鏡を配置したり、衣服や洗面具等を工ましてい	

No.	小項目	設問	評価の着眼点
3 5	金銭管理等	<ul> <li>☆□ ① 利用者の金品を取り扱う規程を整備している</li> <li>□ ② 金品の取り扱いについて、利用者(場合によっては家族)に定期的な報告を行っている</li> <li>□ ③ 利用者の預貯金の出納は、複数の職員によって行うなど、事故が起きないようにしている</li> <li>□ ④ 金品の出し入れの記録は、個人別ごとに作成している</li> <li>□ ⑤ 金品の紛失事故等を想定し、保管庫の配置を工夫したり、保険に加入している</li> </ul>	ノーマライゼーションの観点からは、社会生活の中での消費行為は不可欠です。利用者が日常生活の中で、お金を所持したり、使うことを希望した上帝、事業所は、支援可能な範囲を明らかにした上で、その人の力や希望内容に応じて、必要な本人の自信を増すことにもつながります。同時している利用者の場合は、家族等との連携を図ることも視野に入れておく必要があります。と同居している利用者の金銭預かりを行うと同居している利用者の金銭預かりをうることも視野に入れておく必要があります。場合、規程整備、定期報告、内部牽制、記録、安全対策の点から取り組みを評価するものです。なお、「金品」とは、預金通帳、銀行印、年金証書等、利用者から預かった品物の総称として用いています。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
	ライフス テージに応	進学・就職・転職・転居など、利用者のライフステージに応じた相談に応じ、必要な支援を行っていますか。	大半の利用者にとって、福祉サービス提供事業所との関わりは10年単位という長期間に及びます。この間、利用者の生活は、家族構成や身体状況の変化により、大きく変化すると考えられます。日頃から、利用者の様子をよく知っており、継続的に関わる事業所職員は、的確な対応ができる力強い存在として、利用者から頼りにされています。
		☆口 ① 面談や電話、手紙等、利用者が相談しやすい方法で受け付け、相談を受ける時間帯につ いても配慮している	
3 6		□ ③ 利用者が独力で解決できない問題を抱えているときは、同行などの支援を行っている	
		□ ④ 相談技法や問題解決手法について、職員が知識を得る機会を設けている	
		□ ⑤ 相談支援した場合には、記録を作成している	この設問は、利用者のさまざまな相談に応じるための手段及び体制について評価するものです。

## (4)家族への支援

No.	小項目	設問	評価の着眼点
3 7	家族との信 頼関係の構 築	□ ② 家族寺からの相談に対して、相談方法を複数種類用意し、相談時間帯についても配慮している □ ③ 家族会 (保護者等会)等の組織化を働きかけ、活動を支援している □ ④ 個別支援計画は、家族の意向や希望を踏まえた内容としている □ ⑤ 施設利用にあたり、家族の意向や希望を把握するようにしている	利用者が家族等と同居している場合,事業所が提供するサービスの内容やその意図を利用者に説明するだけでなく,家族等も内容や意図を理解しておとことが,スムースな支援につながります。このことは,個別支援計画作成の過程で,利用者だけでなく家族等の意見や希望を計画に盛り込むことにも関連しています。 この設問は,事業所とともに利用者を支える家族に対する支援をどのように行っているか,家族との個別な関わり,家族会の組織化,個別支援計画との連動の観点から評価を行うものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
38	小項目 家族への情報 報共有	定期的または必要に応じて、利用者の様子を報告したり、家族から利用者の様子についての報告を受けるなどの機会を持っていますか。  ☆□ ① 家族と事業所の間で、利用者の様子を報告しあうようにしている □ ② 家族からの報告は、必要に応じて職員間でも共有している □ ③ 事業所での支援方針、疾病についての情報等を日頃から共有するようにしている □ ④ 家族等から求めがあった場合には、関係機関を紹介するなどの情報提供を行っている □ ⑤ 家族からの報告は、必要に応じて、適切に記録している	評価の着眼点  利用者の生活は、福祉サービス提供事業所だけで はなく、家族・親族等、利用者の身近な人によって 支えられています。事業所と家族等の利用者にとていて すいな関係者が利用者を共有し、支ますとは、家族等の不安軽減にもからます。よっとは、家族等の不安軽減にもがりることは、ままた、事業所の支援方針を関係者が共有することにもの設問は、事業の設問は、事業のとの情報共有について、どのような取り組みを行っているかについて、評価するものです。
			mm y る O O C y 。

## (5)他機関との連携

No.	小項目	設問	評価の着眼点
3 9	地域内の社 会資源の把 握	<ul> <li>☆□ ① 地域内の相談機関、ボランティアグループ等の活動内容を把握している</li> <li>□ ② 地域内の相談機関やボランティアグループ等との連携が可能な場合は、その内容について話し合っている</li> <li>□ ③ 施設で行事を行う場合には、地域の相談機関やボランティアグループ等へも案内し、参加を呼びかけている</li> <li>□ ④ 地域の相談機関やボランティアグループ等が行う行事に参加している</li> <li>□ ⑤ 地域内の社会資源の活用について、事業計画に盛り込んでいる</li> </ul>	障害福祉サービスを提供する事業所は、各市町に 均等に存在しているというわけではありません。こ のため、利用者のニーズに合ったサービスを提供す る機関・団体・グループを適切に紹介することも、 事業所の役割に入ります。 特殊な専門性を持つ機関は別にして、地域にある 同様のサービス、または関連分野のサービスについ ては、ある程度把握し、必要に応じて活用すること が必要です。 この設問は、事業所が所在する市町にある、相談 機関、ボランティアグループの情報の活用につい て、状況把握、交流、事業計画への反映の点から評 価を行うものです。 なお、ここでいう相談機関、ボランティアグルー プは、同じ領域または関連分野で活動している機関 等をさしています。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
	他機関との	行政や専門機関、他の事業所等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか  ☆□ ① 市町村障害福祉計画の策定に参画している □ ② 必要に応じて、専門機関や他の事業所を相談者に紹介している □ ③ 専門機関に対して、施設で実施しているサービス内容を積極的に情報提供している	評価の着眼点 社会福祉分野においては、利用者の立場から課題を見つけ、その解決に向けて支援することを基本としています。したがって、利用者が解決したい課題や求めるニーズが、1つの事業所で解決できない、というケースも十分考えられます。 自らの事業所で提供するサービスだけでは、利用者のニーズに応えられない場合には、他の事業所や
		□ ⑤ 行政や専門機関などとの連携について,事業計画に盛り込んでいる	専門機関を紹介するなどして、利用者の生活を側面 的に支援することも利用者満足を高めることになる といえます。 この設問は、主に外部の機関との連携について問 うものです。

## 3. 事業所の地域貢献

## (1)地域とのつながり

No.	小項目	設問	評価の着眼点
4 1	地域の社会 資源として の事業所	事業所の持つさまざまな機能を地域に還元したり、地域とのつながりを作るようにしていますか。  ☆□ ① 事業所内の集会室や庭などを、地域に住む障害者・児または住民が利用を希望した場合は、利用できるようにしている □ ② 事業所で実施している活動の中で、参加対象を限定しないものについては、積極的に受け入れを行っている □ ③ 地域の求めに応じて、職員を講師として派遣している □ ④ 事業所で行事を行う際には、地域住民にも広く参加を呼びかけている □ ⑤ 清掃活動に参加したり、行事を準備段階から手伝うなど、積極的に地域住民と一緒に活動する機会を設けている □	「福祉サービス事業所は、地域の財産」という考え方があります。そこに働く職員の持つ専門知識や施設設備は、地域にも開かれ、還元されることが求められるようになってきています。 この設問は、No.16 とも関連して、事業所の持つ機能を地域にどれだけ開いているか、設備および活動メニューの開放、人材面の協力、行事を通しての交流の面から評価するものです。

No.	小項目	設問	評価の着眼点
4 2	災害時の協 力	☆□ ① 定期的に、地元関係機関と共同で避難訓練を実施している   □ ② 災害発生時に、地元関係機関から支援を受けたい内容、事業所からの協力内容   □ ○ について協議することがある	災害,特に地震,風水害は,努力や工夫によって 防止できるものではなく,日頃からの備えと発生と の対応方法をどう作り上げておくかが,大変重要を なります。また,災害発生時には,職員がありま している場合も想定されますので,その対応ありま は,職員だけで完結させることには無地元関係機関 とお互いに協力しあう体制が欠かせないといる とお互いに協力しあう体制が欠かせないといる とお互いに協力しあう体制が欠かせないといる とお互いに協力しあう体制が欠かせないとと になります。「地元関係機関」とは,消防署 を含む),消防団等をさしば,災害発生に備えた体制をどのように 地元関係機関と共同して作り上げるか,容のの 地元関係機関と共同して作り上げるかのです。 情報収集,当該行政との連携の面から評価するもの です。